

男女共同参画の新たな展開を求めて(フォーラム)

著者	今井 圭子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	ラテンアメリカレポート
巻	17
号	2
ページ	1-1
発行年	2000-11-20
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00006187

フクフクフク——男女共同参画の新たな展開を求めて

●今井圭子
(上智大学教授)

20世紀最後の年となった本年、過去1世紀を振り返り、来たる新たな世紀に向けてのよき方向づけをめざす模索がさまざまな分野で試みられている。そうした中、今年6月5日から10日までの間、ニューヨークで女性2000年国連特別総会が開始され、180カ国をこえる政府代表団、1035のNGO、4300名強の参加者が集まった。この会議は、1975年国連が主催したメキシコでの第1回世界女性会議に端を発する男女平等をめざす取組の一環として開催された。同会議では、85年の第3回世界女性会議で採択された将来戦略、95年の第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領への各国の取組状況を把握し、残された課題を確認することによって今後の進展を促すことがめざされた。

会議の成果文書の中には、女性に関する家庭内暴力や精神衛生への対策に加えて、女性に対するエンパワーメント促進のための予算措置、ジェンダーに関する政策研究や政策評価を行なうための人材養成などが盛り込まれた。さらに注目すべき事項として国際機関で働く男女の割合を半々にするという規定が加えられ、男女平等社会の実現に向けてまず国際機関が範となるという姿勢が示された。ところがそれに対して女性の政治参加を促すための数値目標の設定については参加者の合意が得られず、成果文書に盛り込むことは見送られる結果となった(国際婦人教育会館主催「2000年女性学・ジェンダー研究国際フォーラム」橋本ヒロ子報告参照)。

男女平等社会の実現に向けてのこうした取組を背景に、日本でも昨年男女共同参画社会基本法が制定され、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(同基本法第2条一)の形成をめざすことが定められた。その中には男女共同参画に関する唯一の数値目標として、審議会委員の男女いずれも「総数の10分の4未満であってはならない」(第22条2)とする割当制が盛り込まれている。それに対して国政決議機関への男女共同参画については、従来から議員の選出は選挙に委ね、割当制は導入しないとする見解がとられてきた。周知の如く日本の場合、議員総数に占める女性議員の割合は世界的にみてもかなり低い水準にある。

これをラテンアメリカについてみると、2000年3月8日現在、国会の下院議員に占める女性議員の割合では29カ国が日本の水準を上回っており、また13カ国が米国のそれを凌いでいる。その割合は日本が4.6%であるのに対して、ラテンアメリカ4カ国が20%台、21カ国が10%以上の水準にある。これらの国々の中にはアルゼンチン、ブラジル、ボリビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、ペルーなどのように法律や憲法の中に女性議員の割当制を規定したり、またそれを政党の綱領の中に盛り込んでいる国々もある。そしてこの割当制が明らかに、ラテンアメリカ諸国における女性の議会進出を大きく前進させてきたのである。また割当制導入に際しても、米国に代表されるような男女平等論に根ざす権利獲得の思想よりも、男女共同参画の理念の方がより強く反映され、同質性と同時に異質性を合わせ持つ男女が共に国政の決定に加わることによって、より良い社会が形成されるとしている。これは前述の日本で制定された男女共同参画社会基本法の理念にも合い通じるものであり、男女共同参画における後進国日本は、欧米諸国だけでなくラテンアメリカ諸国の経験からも多くの示唆を得ることができるのではなかろうか。